

1. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みについて

- サイバーセキュリティの現状については、サイバー攻撃により、不正送金やクレジットカード情報が窃取されるなどの被害が発生している。また、コロナ禍への対応として、各社においてテレワークや各種サービスのオンライン化・リモート化が加速していることから、サイバー攻撃の脅威は一層高まっている。
- このため、サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みを一層進めることが重要である。
- 各社においては、経営陣が、取組計画の策定や進捗管理に主体的に関与する等、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

2. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の更なる延期について

- 今般、FATF が、本年 10 月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、2021 年 2 月の全体会合で行う旨公表した。
- また、FATF 相互審査については継続して行われているところ、各社におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る顧客対応について

- 現在、多くの社におかれては、継続的顧客管理の開始に当たり、顧客情報の更新を行っていただいているところと承知しているが、一部においてその趣旨、必要性が十分に伝わっていない懸念がある。
- 当庁としても、国民に対する啓発を続けていきたいと考えているが、各

社におかれては、顧客への依頼に当たって丁寧な対応を行い、「なぜ顧客情報の更新が必要か」という点について、しっかりとした説明を行うよう取り組んでいただきたい。

4. 日英 EPA の金融サービス分野の合意内容について

- 我が国通商交渉において、9月11日に日英 EPA の大筋合意に至った。
- 日英 EPA は、発効済みの日 EU・EPA をベースに交渉を行った。主な相違点としては、まず、従来含まれていなかったデータ・ローライゼーション関連の項目として、金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の域内設置要求を禁止する規定を新規に追加した。これは、従前からグローバルに事業展開する日系金融機関からの要望に応えるものである。
- 次に、英国も EU と同様、(日本を含む) 第三国規制に対する同等性評価・決定の枠組みを維持するとしているところ、本 EPA の金融規制協力附属書において、当該枠組みがより柔軟に運用されるよう修正した。
- 金融庁としては、これらの見直しにより、金融サービス分野における相互進出一層促進され、両国民がより質の高い金融サービスを利用できることを期待している。

5. 金融行政方針の公表を踏まえた今事務年度のモニタリング方針について

(1) 持続可能なビジネスモデルに関する対話

① 「新しい生活様式」を含む外部環境変化への対応について

- 現在、保険会社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害の多発・激甚化をはじめ、大きく変化をしつつある。このような中、保険会社においては、将来の様々な不測の事態へ備える顧客のニーズに応じるため、商品・サービスの設計や各社の特性に応じたグループガバナンス、リスク管理や業務運営の観点から、現在のビジネスモデルを改めて見直すことが重要である。

- こうした観点を踏まえ、今事務年度においては、健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組むべき課題とその対応状況等について、各社と深度ある対話を行いたいと考えているので宜しくお願いしたい。
- また、これまで対面業務を中心として、多様な契約者を対象とするリテール・ビジネスをビジネスモデルの中核としてきた保険業界においても、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた「新しい生活様式」への対応が求められている。
- 各社においては、当庁からの要請も踏まえ、契約手続きや保険料の払込猶予、非対面による契約手続き等の拡大などに取り組んでいただいていると承知しているが、今後期待される業務運営のあり方について、顧客本位の考え方にに基づき、各社と深度ある対話を行いたいと考えている。

② グループガバナンスについて

- 海外子会社の管理を含めたグループガバナンスについて、保険会社を取り巻く様々な環境変化から生じる新たなリスクにも対応するため、現状のガバナンスやリスク管理態勢を見直す必要があることから、監督上も更なる取組みを進めていく。
- 具体的には、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の状況に関するモニタリングを行い、その高度化を促していく。
- 特に、大手保険会社の海外展開については、監督カレッジを通じて、海外監督当局との間で情報交換を行うなど、ERM を含めた経営管理の状況を注視していく。
- そのため、グループ監督のための国際的な保険監督基準(ComFrame 等)の趣旨も踏まえて監督指針を近く改正することとしており、改正に当たっては、関係者と建設的な議論を行っていきたいと考えているので、皆さまにおかれてもご協力をお願いしたい。

③ 財務・リスク管理について

(経済価値ベースのソルベンシー規制の検討について)

- 経済価値ベースのソルベンシー規制については、2022年を目途に制度の基本的な内容を暫定的に決定できるよう、各論点に関する本格的な検討を進めていく。具体的には、国内フィールドテストを通じて標準モデルの仕様を固めていくとともに、規制上の内部モデルの利用や保険負債等の妥当性の検証に関する制度的な枠組みにつき、今事務年度中に一定程度方向性を整理したいと考えている。
- また、制度の検討と並行して、経済価値ベースの指標を使ったモニタリングの高度化を進めていく。その際、不要となった報告データについてはスクラップアンドビルドを行うなど、各社の負担にも配慮していく。このほか、情報開示の枠組み等についても論点整理を進めていく。
- こうした一連の作業については、幅広い関係者と対話を行いつつ進めていくとともに、今事務年度における検討結果や来事務年度以降の方向性については、極力透明性をもった形で公表できればと考えている。
- 各社におかれては、引き続き様々な検討作業へのご協力をお願いするとともに、新たな制度を見据え必要な態勢整備を進めていただくよう、お願い申し上げます。

(基礎利益の見直し、外貨建て保険にかかる責任準備金積み立てのあり方に関する検討について)

- 保険会社における適切な内部管理に資するよう、現行の財務上の指標や規制についても不断に見直しを行っていく。具体的には、経済価値ベースのリスク管理との整合性も踏まえ、例えばヘッジコストの取扱い等各社の収益管理の実態をより反映した基礎利益の定義の見直しに関する検討を進めていく。
- また、各社の運用実態や各国の金利環境等を踏まえ、保有契約高が増加している外貨建保険に係る責任準備金積み立てのあり方についても検討を進めていく。これらについても、皆さまと対話を行いつつ進めたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(2) 家計・企業を新たなリスクから守る保険サービス

(未知の感染症への契約者に寄り添った保障の提供について)

- 新型コロナウイルス感染症については、これまで各社において、臨時施設や自宅での療養であっても入院したものとして保険金の支払い対象とする対応や、新型コロナウイルス感染症を遡及して保障対象とするなどの対応を行っていただいたところ。
- さらに、一部の保険会社では、新型コロナウイルス感染症による入院も上乗せして保障する新たな保険商品が提供されたものと承知している。
- 新たにどのような保障を提供していくのかは、保険会社の経営判断であるが、財務の健全性を維持しつつ契約者に寄り添った保障を提供することは保険会社の使命であり、各社において引き続き、ご検討・ご対応いただくことを期待している。

6. リスク性商品について

(1) 適合性原則に関する監督指針改正について

- 金融審議会の市場ワーキング・グループが8月5日に公表した報告書「顧客本位の業務運営の進展に向けて」において、不適当な販売・勧誘行為を抑制するため監督指針を改正し、適合性原則の内容をより明確化するべきという提言がなされた。
- 周知のとおり、適合性原則は外貨建て保険等の特定保険契約にも適用されるため、保険会社向けの総合的な監督指針においても、同報告書の提言の趣旨を踏まえ、監督指針の改正作業を進めているところ。
- 適合性原則の遵守にあたって、これまでも顧客属性等の把握が重要である旨を監督指針に明記していたところ、今般の改正では、それに加え、保険会社及び保険募集人が特定保険契約の内容を良く把握したうえで、顧客属性等と特定保険契約の内容が適合することについて、合理的根拠の有無を検討・評価する必要がある旨も明記することとしている。
- 監督指針の改正案については、近いうちにパブリックコメントの募集

を行う予定である。各社においては、監督指針の改正内容を踏まえ、顧客本位の業務運営を徹底するために必要な体制整備について、引き続きご検討・ご対応をいただきたい。

(2) 外貨建て保険に関するモニタリングについて

- 外貨建保険に関する苦情は依然として増加傾向にある。各社においては、今年4月に改定された協会ガイドラインの趣旨も踏まえ、募集時の十分な説明や解約返戻金等のタイムリーな情報提供など、引き続き顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた取組みをお願いしたい。
- 当庁としても、こうした観点から、外貨建て保険の販売額の大きい社を中心に、銀行等代理店に対する指導・管理の状況等についてモニタリングを行うとともに、好事例の収集・フィードバックを行うことを予定しているので、ご協力をお願いします。
- なお、前回7月の意見交換会でも申し上げたとおり、市場ワーキング・グループ報告書では、各業法の枠を超えて多様な商品を比較することが容易となるよう「重要情報シート」の活用が提案されている。外貨建保険の販売についても、分かりやすい情報提供を行う観点から、既存の説明資料を「重要情報シート」に統合していくなど、同シートの活用に向けた議論に引き続きご協力をお願いしたい。

7. On-Site Visitについて

- 昨事務年度から、保険会社に対するモニタリング手法の一つとして“On-site Visit”という新たな手法を導入したところ。
- この取組みは、任意のモニタリングという位置付けで実施しているものであり、保険会社の本社・支社等に任意で訪問を行うことで、通常のオフサイトだけでは把握しづらい業務運営の実態をよりの確に把握するとともに、課題・問題点を保険会社との間で共有させていただくことを目的としている。
- 本事務年度においても、引き続き当該取組みを実施していくが、新型コ

コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、これまでの手法を一部見直すことを検討している。

- 具体的には、リモートを活用したヒアリングを主軸とし、訪問は真に必要な場合に限定するほか、地方支社等の実態把握については、保険会社の内部監査部にご協力をいただいた上で、当庁が分析・着眼した項目等について、同部とのコ・ソーシングにより実態把握を行う手法を試行する。
- 本事務年度においては、数社程度の実施を予定しているが、保険業法に基づく立入検査ではないことから、過度な負担とならないよう留意することとするので、ご協力をお願いしたい。

8. その他

(1) 新たな電子申請・届出システムの開発について

- 先般、規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。
- 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む恒久的な制度的対応の準備が整うまでの緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、原則 e メールでの受付も可能とすることや、押印の無い申請・届出等についても有効とすること等を定めた通知文を7月17日に発出したところ。
- 更に、こうした緊急的な対応措置に加え、恒久的な制度的対応として、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、2020年度中に新たな電子申請・届出システムの開発を行うとともに、2021年度中に運用を開始する予定である。
- この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必

要としない ID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関の利便性等を重視したものとする予定である。また、現行の e-Gov ベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた不祥事件等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。

- 今後、新システムの開発が進んでいく過程で各社におかれては、ID・パスワード発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただければ幸いです。

(2) 金融サービス仲介業について

- 本年6月に成立した「金融サービスの提供に関する法律」の施行に向けて、今後、政令・内閣府令や監督指針の策定、効率的な登録審査体制の確立等に取り組んでいく。
- また、金融庁としては、新協会が設立され実効的な自主規制が策定されることが重要であると考えている。自主規制団体については、FinTech協会等が新協会の設立に向けた活動を行う旨をウェブサイト上で表明しており、当庁としても、こうした動きを注視していく。貴協会におかれては、新協会における過不足のない自主規制の策定等に向けて、これまで培ってきたノウハウに基づいた建設的なアドバイスをしていただけると幸いです。
- 各社にとっても新たに創設される金融サービス仲介業は、既存の仲介業に加え、新たな顧客接点となり得るものであることから、こうした新制度も活用しつつ、個々の利用者のニーズにより即した金融サービスの提供に繋げていただきたいと考えている。

(3) 障がい者アンケートについて

- 障がい者に配慮した取組み状況について、昨年に引き続き、各社にご協力いただきアンケート調査を実施し、その結果を9月17日に公表した。
- 生保業界においては、代筆や代読に関する内規の整備など、障がい者等の利便性向上に向けた取組みを進めていただいているところ。
- しかしながら、例えば、視覚障がい者に対する点字等による通知や、通知に代替する措置(※)の整備のほか、聴覚障がい者からの手話通訳者等を介した電話(電話リレーサービス等)への対応、窓口等における障がい者対応が可能な旨の表示などについては、更なる取組みが期待されるところである。 ※(例)印刷物に音声コードを貼付
- 各社におかれては、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、現在の社会的な要請も踏まえつつ、一層の取組み推進をお願いしたい。

(以 上)